国会事項

国立国会図書館

辞令

（主題情報部長）国立国会図書館司書　武藤　寿行

願により国立国会図書館司書を免ずる（九月三十日）

（資料提供部長）国立国会図書館司書　中井万知子

利用者サービス部長を命ずる

（総務部副部長・情報システム課長事務取扱）国立国会図書館参事　中山　正樹

国立国会図書館司書に任命する

電子情報部長を命ずる

（主題情報部副部長・参考企画課長事務取扱）国立国会図書館司書　福士　輝美

司書監を命ずる

利用者サービス部付を命ずる

（調査及び立法考査局国会レファレンス課長）国立国会図書館調査員　山田　邦夫

主幹を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる

調査及び立法考査局国会レファレンス課長事務取扱を命ずる

（資料提供部副部長・利用者サービス企画課長事務取扱）国立国会図書館司書　豊田　透

利用者サービス部副部長を命ずる

利用者サービス部サービス企画課長事務取扱を命ずる

（総務部企画課長）国立国会図書館参事　田中　久徳

国立国会図書館司書に任命する

電子情報部電子情報企画課長を命ずる

（総務部付主任参事）同　本吉　理彦

総務部支部図書館・協力課長を命ずる

（資料提供部図書課長）国立国会図書館司書　原田　圭子

利用者サービス部サービス運営課長を命ずる

（資料提供部付主任司書）同　西尾　初紀

（主題情報部新聞課長）同　曽雌　裕一

国立国会図書館調査員に任命する

主任調査員を命ずる

調査及び立法考査局議会官庁資料調査室付を命ずる

（総務部支部図書館・協力課長）国立国会図書館参事　ローラー　ミカ

総務部企画課長を命ずる

（総務部企画課電子情報企画室長）同　遊佐　啓之

国立国会図書館司書に任命する

電子情報部電子情報流通課長を命ずる

（主題情報部付主任司書）国立国会図書館司書　岡村志嘉子

利用者サービス部付を命ずる

（主題情報部人文課長・古典籍課長兼務）同　鈴木　昭博

利用者サービス部人文課長を命ずる

（主題情報部付主任司書）同　櫻井　理恵

国立国会図書館参事に任命する

主任参事を命ずる

総務部付を命ずる

（総務部付主任参事）国立国会図書館参事　永井　善一

国立国会図書館司書に任命する

電子情報部システム基盤課長を命ずる

（総務部付主任参事）同　原田　久義

国立国会図書館司書に任命する

主任司書を命ずる

電子情報部付を命ずる

電子情報部電子情報サービス課次世代システム開発研究室長兼務を命ずる

（資料提供部雑誌課長）国立国会図書館司書　大川　龍一

利用者サービス部図書館資料整備課長を命ずる

（資料提供部付主任司書）同　紫藤　美子

利用者サービス部付を命ずる

（総務部情報システム課課長補佐）国立国会図書館参事　竹内　秀樹

国立国会図書館司書に任命する

電子情報部電子情報サービス課長心得を命ずる

（以上十月一日）

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　大山　邦士

法務事務官（法務省人権擁護局付）に併任する（十月六日）

最高裁判所

○官吏死亡

簡易裁判所判事坂元広之は九月二十三日死亡

皇室事項

信任状捧呈式

十月六日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在オーストラリア国特命全権大使ブルース・ジェイムズ・ロス・ミラーの信任状捧呈式を行われた。

十月六日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在パプアニューギニア国特命全権大使ガブリエル・ジョン・クレロ・ドゥサバの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に関する公示

東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針を次のとおり公表する。

平成23年10月11日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　名称　東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針

2　趣旨　本指針は、労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における厚生労働大臣が指定する緊急作業（以下「指定緊急作業」という。）に従事し、又は従事した労働者を指定緊急作業又は放射線業務に従事させる事業者が講ずるよう努めるべき当該者の健康の保持増進のための措置の適切かつ有効な実施を図るために、制定するものである。

3　内容の閲覧　内容は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

労働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、四国区域の労働者を代表する地方調整委員である山本源次氏の任期が平成23年12月20日をもって、関東区域の使用者を代表する地方調整委員である稲垣哲雄氏の任期が同月24日をもってそれぞれ満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人をいう。1(2)において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。1(2)において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成23年10月11日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦者資格

(1)　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は2以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

(2)　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、2以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。